

監査結果公表第3号

財政援助団体監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成30年 3月30日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	中森	慎二
同	笹岡	秀太郎

第1 監査の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 四日市花火大会実行委員会
商工農水部観光・シティプロモーション課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成29年12月14日から平成30年1月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成30年1月16日 |
| 5 監査対象年度 | 平成28年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質問等により行った。 |

また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。

第2 監査対象の概要

- | | |
|----------------------|--|
| 1 補助金の名称 | 四日市花火大会事業補助金 |
| 2 補助金交付額 | 24,600,000円 |
| 3 補助金の交付目的 | 夏の風物詩として、四日市のイメージの高揚と街の活性化を目的に開催される「四日市花火大会」に対して、その開催に要する経費の一部を補助することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市花火大会事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。） |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第4条） | |
| ア 申請日 | 平成28年4月1日 |
| イ 申請書類 | 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画、予算書等) |
| (2) 交付決定（補助金交付要綱第5条） | |
| ア 交付決定日 | 平成28年4月1日 |
| イ 書類 | 補助金交付決定通知書 |

- (3) 計画変更承認申請（補助金交付要綱第6条第1項）
- ア 申請日 平成28年12月8日
 - イ 申請書類 計画変更承認申請書
- (4) 変更決定（補助金交付要綱第6条第2項）
- ア 変更決定日 平成28年12月8日
 - イ 書類 補助金変更決定通知書
- (5) 実績報告（補助金交付要綱第8条）
- ア 報告日 平成29年3月29日
 - イ 書類 実績報告書
- （添付書類：事業報告、決算書等）
- (6) 補助金交付 24,600,000円
- ・第1回 20,000,000円（平成28年6月1日支払）
 - ・第2回 4,600,000円（平成28年9月12日支払）

第3 監査の結果

四日市花火大会実行委員会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【四日市花火大会実行委員会】

(1) 支出事務について

賠償責任保険料及び興行中止保険料の支出において、支払命令書の金額が、免除された振込手数料分を含んだ額となっていたため、実際に支出した金額と異なっていた。請求内容を十分確認するとともに、不備のない適切な事務処理を行うこと。

【商工農水部観光・シティプロモーション課】

(1) 補助金交付事務について

補助金交付に係る一連の申請に係る審査において、補助対象経費の費目について、補助金交付要綱の規定上、「事業諸費」として審査すべき興行中止保険を「事務諸費」として審査をしていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

2 意 見

【四日市花火大会実行委員会】

(1) 委託業務について

ア 委託契約の締結に際して随意契約によるものが多く、また、打上げ花火業者は第1回大会当初から変わっていない。業者の選定を含め契約方法において、その公平性と透明性を確保できるような契約システムを早急に整備すること。 【改善事項】

イ 多くの業務を委託しているが、その業務内容を精査し、原価などを把握することにより、受託業者との契約交渉を厳正なものとし、委託業務の適正化及び委託料の削減につなげること。 【改善事項】

(2) 補助金の交付請求について

花火大会開催に係る費用の大半は花火大会実施後の9月に支出しているにもかかわらず、花火大会実施前である6月に補助金額の約8割に相当する額の交付請求を行っている。事業を行うに当たっては資金計画を立て、それに基づき適切な時期に補助金の交付請求を行うこと。 【改善事項】

(3) 大会運営について

ア 花火大会当日の会場周辺の交通状況は大変混雑をする。これが原因で花火の観賞を諦める市民もいるものと思われる。会場から離れた高台のところに観覧席を設けるなど、会場へ足を運ばなくても花火を楽しめる方法を検討すること。 【要望事項】

イ 花火大会の開催は平成29年度に30回を迎えた。これを一つの節目として、他の花火大会の取組事例を調査して、開催時期は適当か、学校開放等による観覧場所の増設はできないか、会場へのよりスムーズなアクセス方法はないか、打上げ花火数を増やし規模を拡大できないかなどについて検討し、より良い特色ある花火大会となるように企画運営に取り組むこと。 【要望事項】

(4) 協賛金の確保について

これまで以上に観覧者に感動を与える花火大会にしていくためには、事業費の充実を図る必要があり、それに伴い協賛金の確保も重要となる。より多くの協賛金の確保に向けて様々な努力をしていくこと。 【要望事項】

(5) 観覧者のマナー向上のための啓発について

観覧席の早期の場所取りを行ったり、ごみを放置していたりするマナーのよくない観覧者が少なからず存在する。観覧者のマナー向上のための啓発に取り組み、より多くの観覧者が快適な環境のもとで花火を楽しめるようにすること。 【要望事項】

(6) 謝礼金の支払について

会場に近接する公園において自治会が行う警備に対して謝礼金を支払っているが、契約書などの書面の取り交わしを行っていない。金銭の授受が伴うものであり、相手方との関係を明確なものとしておくために、契約書などの書面の取り交わしについて検討すること。 【要望事項】

【商工農水部観光・シティプロモーション課】

(1) 実行委員会方式による大会の運営について

四日市花火大会は、本市及び他の行政機関、観光協会、地元自治会などの団体からなる実行委員会組織によって運営がなされており、当所属がその事務局となっている。

実行委員会方式をとっているために事業執行に当たっての契約行為や会計処理につき透明性に欠ける部分が生じている。また、事故が発生したときの責任負担について、構成員間において必ずしも明確化されていない。

一方で、実行委員会方式とはいうものの、大会の運営は構成員の協働ではなく本市の主動となっている。

このような実態を踏まえ、これからも実行委員会方式で大会を運営していくことが適切な
のか、見直しも含めて検討すること。 **【改善事項】**

(2) 補助金交付事務について

補助金の支払について、2回に分割して概算払を行っている。それぞれの支払の時期及び金額の根拠が起案文書において明らかにされていなかった。補助金交付の相手方に対して資金計画書の提出を求めるなどして、支払の時期及び金額の根拠を明確なものとし、それを起案文書に記録すること。 **【改善事項】**

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 公益社団法人四日市市シルバー人材センター
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成29年12月11日から平成30年1月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成30年1月16日 |
| 5 監査対象年度 | 平成28年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質
問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行
った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|----------------------|---|
| 1 補助金の名称 | 公益社団法人四日市市シルバー人材センター事業費補助金 |
| 2 補助金交付額 | 16,700,000円 |
| 3 補助金の交付目的 | 高齢者の就業機会の増大と福祉の増進に資するとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
公益社団法人四日市市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱
(以下「補助金交付要綱」という。) |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条） | |
| ア 申請日 | 平成28年4月1日 |
| イ 申請書類 | 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、収支予算書等) |
| (2) 交付決定（補助金交付要綱第6条） | |
| ア 交付決定日 | 平成28年4月1日 |
| イ 書類 | 補助金交付決定通知書 |

(3) 実績報告（補助金交付要綱第8条）

ア 報告日 平成29年3月31日

イ 書類 実績報告書

（添付書類：事業報告書、収支決算（見込）書等）

(4) 補助金交付 16,700,000円

・第1回 6,700,000円（平成28年 5月23日支払）

・第2回 8,400,000円（平成28年 8月24日支払）

・第3回 1,600,000円（平成28年12月14日支払）

第3 監査の結果

公益社団法人四日市市シルバー人材センターに対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次のとおり、改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【公益社団法人四日市市シルバー人材センター】

特になし

【健康福祉部健康福祉課】

特になし

2 意見

【公益社団法人四日市市シルバー人材センター】

(1) 会計処理について

ア 固定資産に減価償却引当資産が計上されているが、長期にわたってその金額は固定化されている。当該資産について改めてその要不要を検討し、適切な会計処理を行うこと。

【改善事項】

イ 会計処理を公益目的事業会計と法人会計とに区分して行っているが、一部経費の両会計への配分が実態に即さず硬直化している懸念がある。毎決算後には両会計への配分が適正になされているか確認を行い、次年度に活かしていくこと。

【要望事項】

(2) 地域社会への貢献について

国庫補助金の対象となっている高年齢者就業機会確保事業や雇用開発支援事業のほかに国庫補助金の対象となっていない子育て支援事業、生活支援事業なども積極的に行うことにより、現役世代を下支えし、地域社会の維持・発展に貢献している。

国庫補助金の対象事業で未だ取り組んでいないものについてもアンテナを高くして情報を

収集し、それが社会貢献として実のある事業であれば積極的に取り組んでいく姿勢で、高齢者の生きがいの一層の充実と地域社会への更なる貢献を図っていくことを要望する。

【要望事項】

(3) 子育て支援事業について

一時預かり施設「ピッコロ」において託児事業を実施しており、子どもが家庭ではなかなか経験できない農作業を体験できるなど子育て支援として意義のある事業となっている。利用者からの評判も良く優良な事業であるので、もっと積極的なPRを行うよう要望する。

【要望事項】

(4) 地域との連携について

市内を22に区分したブロックごとに地域班を組織して、各地域における課題などの把握に努め、活動を行っているが、地域との連携の状況がはっきりと見えてこない。地域との連携が実を結ぶような取組みとなるよう工夫すること。

【要望事項】

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 補助金交付事務について

ア 補助金交付決定に係る起案文書において、申請のあった事業が補助金交付要綱に定める補助対象事業のいずれに該当するのかが明らかにされていなかった。補助金交付要綱の規定に則り補助金交付決定に係る審査を行っていることを起案文書において明らかにすること。

【改善事項】

イ 補助金の支払について、3回に分割して概算払を行っている。それぞれの支払の時期及び金額の根拠が起案文書において明らかにされていなかった。補助金交付の相手方に対して資金計画書の提出を求めるなどして、支払の時期及び金額の根拠を明確なものとし、それを起案文書に記録すること。

【改善事項】